

和解の仲介の申立てに当たって

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害の賠償に関する紛争について、当センターに和解の仲介を申し立てるに当たっては、以下の事項をご確認ください。

申立てに必要な書類について

※ 申立ては、無料です。

当センターへの和解の仲介の申立てには、基本的に、次の書類が必要となります。なお、申立書の受付後、このほかの書類を提出していただくこともあります。

① 申立書（必要部数；3部）

- ・ 部数の内訳は、①被申立人用、②担当の仲介委員用、③当センター保管用です。
- ・ 原本として1部をお作りいただき、残りの2部はそのコピーをしたものでかまいませんが、申立人（代理人による申立ての場合は代理人）の印鑑は、それぞれの申立書に押印してください。

② 証拠書類（必要部数；各3部）

- ・ 部数の内訳は、①と同じです。
- ・ 損害額算定等のために必要な証拠書類（領収書、証明書など）は、全て提出してください。
- ・ 提出していただく書類は、すべて写し（コピーしたもの）でかまいません。なお、後日、原本をお見せいただくこともありますので、ご注意ください。

③ [申立てをする方が法人のとき] 代表者の資格を証する書面（必要部数；1部）

④ [代理人によって申請するとき]

- ・ 弁護士や司法書士（簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者に限る。）を代理人とするとき 委任状（必要部数；1部）
- ・ その他の方を代理人とするとき 「代理人による申立てをお考えの方へ」をご確認ください。

申立書の書式について

当センターで参考書式を用意していますので、ご活用ください（参考書式の電子データは、当センターのホームページから入手できます。）。

なお、申立書の書式に決まりはありませんので、参考書式をお使いにならなくてもかまいません（例えば、既に東京電力㈱に損害賠償請求等をされている方が、その請求書に書かれたとおりの金額を賠償することについて和解の仲介を申し立てる場合などは、参考書式の1枚目をご利用いただき、参考書式の2枚目以降に記載すべき事項は、東京電力㈱に提出した請求書等の写しを添付していただくことで、これに代えるということでもかまいません。）。

申立書類の提出先・提出方法について

上記申立書類は、原子力損害賠償紛争解決センターの東京事務所に、郵送で提出してください。

なお、ご提出していただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

〔申立書類の提出先〕

〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階

原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 受付担当

和解仲介手続申立書

申立日 平成 年 月 日

原子力損害賠償紛争解決センター 宛

申 立 人	ふりがな		生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな		生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな		生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな		生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平 年 月 日
	ふりがな		生年月日
	氏名	印	明・大 昭・平 年 月 日
人	住まは た所 居所	現在	〒
		平成23年3 月11日時点	〒
	電話番号等	電話 ()	FAX ()
代 理 人	ふりがな		代理人の資格
	氏名	印	
	住所		
	電話番号等	電話 ()	FAX ()
郵便物の送付先 (指定通知場所)		<input type="checkbox"/> 申立人欄記載の現在の住所地 <input type="checkbox"/> 代理人欄記載の住所地 <input type="checkbox"/> その他 ()	
被 申 立 人	氏名または 法人の名称	東京電力株式会社	
	住所または 本店所在地	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	
受付印 (センター使用欄)			
		福島事務所	
		.	
		(福受) 第 号	

書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

申立人と東京電力株式会社の間には次のとおりの紛争がありますので、和解の仲介をしてください。

紛争の問題点

- 東京電力が示した賠償案では納得できません。
- 東京電力が作成した請求書ではよくわかりません。
- その他()

話し合いの経過

- これまで東京電力に対して、損害賠償請求をしたことは
 あります。(一部 仮払)
 ありません。
- これまで東京電力から、賠償金等を受け取ったことは
 あります。(一部 仮払)
 ありません。

1 避難にかかった費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 避難の内容、かかった費用は次のとおりです。

3月11日に住んでいたところ

- 警戒区域 計画的避難区域 (旧) 緊急時避難準備区域
 特定避難勧奨地点 その他() 不明

避難先 ①場所 _____ 平成____年____月____日～
 _____ 平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他(_____)

②場所 _____ 平成____年____月____日～
 _____ 平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他(_____)

③場所 _____ 平成____年____月____日～
 _____ 平成____年____月____日

移動方法 自家用車 バス・鉄道など その他(_____)

交通費 _____ 円

宿泊費 _____ 円

その他(謝礼、引越し費用など) _____ 円

※ これを証明する証拠資料があります。

書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

2 生活費が増加した分の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 新たに買い直したもの、必要なので買ったものは次のとおりです。

(_____)

※ その他、支払いをしたものは次のとおりです。

(_____)

※ これを証明する証拠資料があります。

3 収入がなくなった（減った）ことの賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

勤務先の名称 (_____)

平均的な収入 平均月収 約 _____ 円

減った額 約 _____ 円

収入が減った期間 _____ ヶ月間

※ これを証明する証拠資料があります。

書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

4 営業ができなくなったり、売り上げが減った (なくなった) ことの賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

事業の内容 (_____)

減った売上額 _____ 円

追加で必要になった費用 _____ 円

支出せずにした費用 △ _____ 円

減った期間 平成____年____月____日～平成____年____月____日

- 減った原因
- 警戒区域等で事業を営んでいた。
 風評による被害
 間接的な被害（上の2つによる被害者と一定の経済的関係にあった。）
 その他

(_____)

※ これを証明する証拠資料があります。

5 精神的な損害の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

※ 避難している間、次のような理由で特に苦痛が増えました。

- 老齢 もともと身体に障害があった。
 病院に行けなかった。 薬がなかった。
 家族がばらばらになった。 避難所を転々とした。
 家族の介護をしなければならなくなった。
 その他

(_____)

※ これを証明する証拠資料があります。

書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

6 一時立ち入りで家に帰ったときの費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

立ち入りの回数 _____回

立ち入りの方法 自家用車 その他 (_____)

移動した区間 (_____ ⇄ _____)

宿泊 無 有 (場所 _____ 宿泊費 _____ 円)

家具等の移動 無 有 (かかった費用 _____ 円)

※ これを証明する証拠資料があります。

7 所有している物の価値が下がった（なくなった）ことの賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

※ 価値が下がったりしたと考える物は次のとおりです。

土地 (支払いを希望する額 _____ 円)

建物 (支払いを希望する額 _____ 円)

その他の物 (_____)

※ これを証明する証拠資料があります。

書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

8 そのほかにかかった費用の賠償として

- _____ 円の支払いを希望します。
- 妥当な額の支払いを希望します。

※ 求める費用は次のとおりです。

放射線検査（人 物）や除染のための費用

_____円

避難生活中などにおける治療（病気 けが）にかかった費用

（入院 通院）の期間 _____日

_____円

避難終了後、自宅に帰るときにかかった費用

_____円

その他

[_____]

※ これを証明する証拠資料があります。

9 その他参考になると思うこと、手続の進め方に関する希望など、 どんなことでも自由に記載してください。